

Zenken通信 (vol. 16)

▽ 今回のお届け情報

Title: 対馬市「最低制限価格90%へ」

Outline

添付資料P1~6

○長崎県の対馬市は経済浮揚策の一環として、失格となる価格の算定根拠となる「低入札価格調査対象外基礎価格」について、長崎県に準じて、3月1日から当面の間、現行より5%程度引き上げて約90%とした。

《長崎県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

Title: 埼玉県「現場代理人の常駐規定を緩和」

Outline

添付資料P7~10

○埼玉県は、今後、補正予算に基づき発注が集中した際の建設企業の技術者不足を防止するため、同一事務所管内の2件の小規模工事における現場代理人の兼務を認めるなど、現場代理人等の常駐規定を緩和した。

[緩和措置] ※詳細はP8~9を参照

①実質的に現場が稼働していない期間においては、現場代理人等は、現場への常駐を要しないものとする。

(例)

- ・ 契約締結後、着手までの期間
- ・ 完成検査終了後、事務手続きや後片付け等のみが残っている期間
- ・ 工事用地等の未確保、自然災害の発生等により、全面的に工事を一時中止している期間

②同一の事務所管内に存する2つの工事について、一定の要件を満たせば、現場代理人等の兼務を認める。

(例)

- ・ 県発注の当初請負契約額が2,500万円未満の工事
- ・ 県発注の単価契約に係る工事

《埼玉県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

対馬市発注工事

最低制限価格90%に

5%引き上げ 経済浮揚策で

【対馬】対馬市の財部市長は十一日の市議会一般質問で、経済浮揚策の一環として、市発注工事の入札で、設計価格に対する最低制限価格となる「低入札価格調査対象外価格」を、一日から当面の間、5%引き上げ、90%にしたことを明らかにした。上野洋次郎市議の質問に答えた。

県は、過当競争で建設業者の倒産が増加したり、安全管理面にしわ寄せが生じている上、雇用情勢も悪化しているとして、県発注工事の最低制限価格を85%から90%に引き上げており、同市も同様の措置を取ったという。

対馬市内の有効求人倍率は現在、県内最低の0・一四倍。国や県、市の財政改革による公共工事の減少や過当競争に伴い、島内の中小建設業者は苦境にある。

三月定例市議会には、県建設業協会対馬支部（早田

豊支部長）と対馬建設業組合（三槻孝彦理事長）が請願書を提出。「建設業は基幹産業で、建設業者の破綻（はたん）は地方の衰退と直結する」として、県と同様の引き上げや、入札指名条件を「島内本社の指名」とすることなどを要請している。

対馬市低入札価格調査制度要綱における
低入札価格調査対象外価格の取扱いについて

制定 平成21年3月1日 21対財第25号

1. 対象工事

低入札価格調査制度の対象は、設計金額130万円を超える建設工事に係る請負契約のうち、対馬市建設工事等指名審査委員会が必要と認めた請負契約とする。

2. 低入札価格調査対象外基礎価格（税抜き）の算出

低入札価格調査対象外基礎価格（税抜き）は、下表の工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。

工 事 区 分	低 入 札 価 格 調 査 対 象 外 基 礎 価 格
土 木 工 事	【2億円を超える場合】 設計金額× α $\alpha = (902.8 - 1.4 \times \text{設計金額} / 1 \text{億円}) / 1,000$ ※ α は、少数第5位以下切り捨てる。
鋼橋及び鋼製の 横断歩道橋等の 工場製作工事	
建築工事（建築 関連の電気設備 工事、機械設備 工事を含む）	【2億円以下の場合】 設計金額の90%
土木関連の電気 通信設備工事、 機械設備工事及 びその他工事	設計金額の90%

3. 低入札価格調査対象外価格（税抜き）

上記2で算出した額（低入札価格調査対象外基礎価格）に抽選により決定した率を乗じた額とする。

4. 数値の取り扱い

低入札価格調査対象外基礎価格及び低入札価格調査対象外価格は、1円未満の金額は切り捨てるものとする。

5. 試行期間

平成21年3月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から当分の間施行する。

「対馬市低入札価格調査制度の概要」

(対象工事)

設計金額が130万円を超える建設工事

(用語の意義)

1, 低入札価格調査制度とは

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者が当該入札額によっては、その入札者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときにおいて、入札を保留し、必要な調査を行い、その結果に基づき落札者を決定する制度をいいます。

ただし、低入札価格調査対象外価格を設定した場合は、対象外価格を下回った者は落札者とせず、対象外価格以上で最低の価格で入札した者を落札者とし、調査は行いません。

2, 低入札価格調査基準価格

あらかじめ公表された計算方法に基づき、契約担任者が設定した価格。

3, 低入札価格調査判断基礎価格

あらかじめ公表された計算方法に基づき、契約担任者が設定した価格。

4, 低入札価格調査判断価格

低入札価格調査判断基礎価格に、入札会場において抽選により決定される率(99.00～99.99%)を乗じて設定された価格。

5, 低入札価格調査対象外基礎価格

あらかじめ公表された計算方法に基づき、契約担任者が設定した価格。

6, 低入札価格調査対象外価格

低入札価格調査対象外基礎価格に、入札会場において抽選により決定される率(99.00～99.99%)を乗じて設定された価格。

※2, 3, 5の計算方法については要綱を参照して下さい。

※いずれの価格を設定するかは、入札公告においてお知らせをしますので、入札公告にご留意下さい。

●低入札価格調査基準価格・判断価格を設定する場合

- (ケース1) 予定価格以下～低入札価格調査基準価格以上の場合
○最低の入札者をもって、入札会場で落札者を決定します。
- (ケース2) 低入札価格調査基準価格未満～低入札価格調査判断価格以上の場合
○入札会場では落札を保留し、調査の対象となり調査後、落札者を決定します。
- (ケース3) 低入札価格調査判断価格未満の場合
○調査の対象者にも落札者にもなりません。

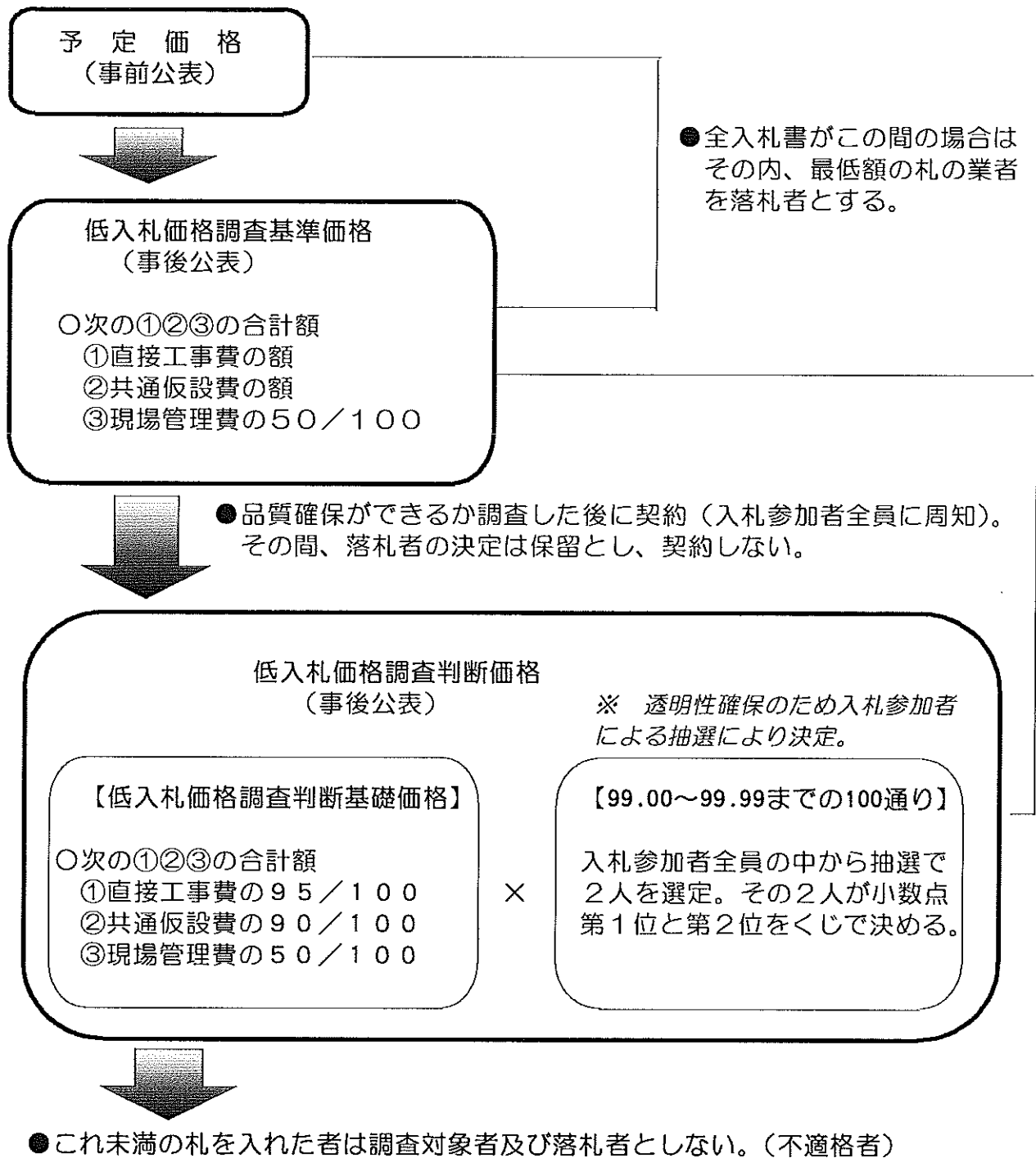
●低入札価格調査対象外価格を設定する場合

- (ケース1) 予定価格以下～低入札価格調査対象外価格以上の場合
○最低の入札者をもって、入札会場で落札者を決定し、調査は行いません。
- (ケース2) 低入札価格調査対象外価格未満の場合
○落札者になりません。

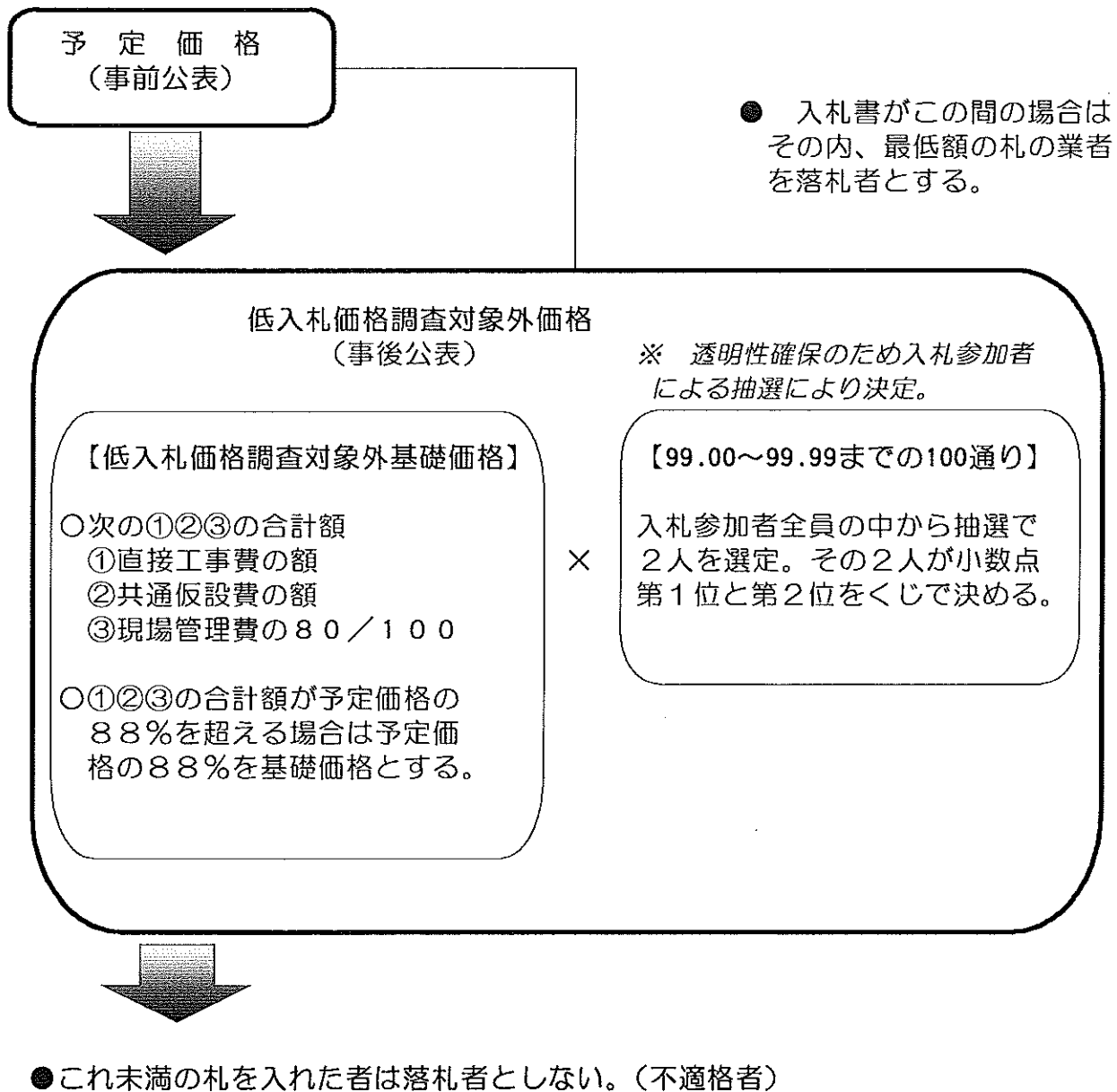
入札参加者全員が低入札価格調査判断価格及び低入札価格調査対象外価格を下回った場合、対馬市低入札価格調査制度要綱第14条第1項及び第2項の規定に基づき、抽選する率を再度決定します。

低入札価格調査制度（設計金額130万円を超えるもの）

① 低入札価格調査基準価格・判断価格を設定する場合



② 低入札価格調査対象外価格を設定する場合



再度抽選

入札参加者全員が低入札価格調査判断価格及び低入札価格調査対象外価格を下回った場合、対馬市低入札価格調査制度要綱第14条第1項及び第2項の規定に基づき、抽選する率を再度決定します。

※対象外基礎価格の99.00%を上回る業者が1者のみの場合は、再抽選を行わず落札者を決定します。

現場 代理人 兼務認める

埼玉県

小規模の同一管内2件

埼玉県は、県土整備事務所管内が同一の2件の小規模工事を条件に、現場代理人の兼務を認めることにした。

対象は、工種を問わず、契約額が2500万円未満の工

事と単価契約にかかわる工事で、11日に入札公告・指名する工事から適用した。緊急経済対策の一環として当面、実施する。

経過措置として、10日以前

に2500万円未満の工事を受注している業者も要件を満たせば兼務することを認める。

現場への常駐を求めている現場代理人を、小規模工事に限定し、兼務を認めることにした今回の措置は、今後、発注の集中が予想されている補正予算にもとづく工事で、技術者不足による入札不成立などを防止するのが狙い。

現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について

埼玉県建設工事標準請負契約約款第10条に基づく現場代理人及び埼玉県標準委託契約約款第5条に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）については現場への常駐を義務づけているが、一定の条件を満たす工事又は委託（以下「工事等」という。）についてはこの規定を緩和するものとする。

常駐規定の緩和は、全ての工事等を対象に①「常駐を要しない期間」を定める方法と、一定の条件を満たす工事等を対象に②「兼務を認める工事等」を定めるものとする。

1 常駐を要しない期間

(1) 常駐を要しない期間

実質的に現場が稼働していない次の期間においては、現場代理人等は、現場への常駐を要しないものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

イ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ウ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

オ 年間数回草刈りを実施することが指定されている業務であって、草刈り業務を行わない期間

(2) 常駐を要しない期間の明示

上記期間については、設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明示するものとする。

(3) 対象工事等

原則として全ての工事等に適用する。

2 兼務を認める工事等

(1) 兼務することができる工事等

同一県土整備事務所管内に存する以下のいずれかの条件を満たす2つの工事等については、1人の者が双方の現場代理人等を兼務することができるものとする。

ただし、発注者が安全管理上、常駐規定を緩和できないと判断した場合又は、当該工事等が低入札価格調査の対象となった場合は、この限りでない。

ア 埼玉県が発注した当初請負契約額2,500万円未満の工事

イ 埼玉県が発注した単価契約に係る工事等

ウ その他、埼玉県が発注した委託で発注者が常駐規定を緩和しても良いと判断したもの（小型標識点検業務など安全管理上問題のない委託）

(2) 入札公告等への明示

＜公告等に記載する文案＞

(1) 現場代理人

本件は、「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和」のうち、「兼務を認める工事等」(別添「お知らせ」参照)の対象とします。

(3) 兼務する場合の手続き

現場代理人等の兼務を認める場合は、請負者から様式2の「現場代理人(現場責任者)の兼務届」を提出させるものとする。

(4) 経過措置

請負者から取扱い適用日以前に発注した工事等について、様式1の「現場代理人(現場責任者)の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」が提出された場合は、兼務を認める工事等か否かを判断し、速やかに請負者に回答しなければならない。

3 適用日

平成21年3月11日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行うものから適用する。

別添**お知らせ****建設工事等の入札参加者の皆様へ****現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について**

埼玉県建設工事標準請負契約約款第10条に基づく現場代理人及び埼玉県標準委託契約約款第5条に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）について、一定の条件を満たす工事又は委託（以下「工事等」という。）について、下記のとおり規定を緩和し、兼務を認めることとしましたのでお知らせします。

なお、常駐規定の緩和の適用を受ける場合は、発注者にご相談ください。

記**1 兼務を認める工事等**

同一県土整備事務所管内に存する次のいずれかの条件を満たす2つの工事等については、1人の者が双方の現場代理人等を兼務することができます。ただし、安全管理上、常駐規定を緩和できない場合がありますので、ご注意ください。

ア 埼玉県が発注した当初請負契約額2,500万円未満の工事

イ 埼玉県が発注した単価契約に係る工事等

ウ その他、埼玉県が発注した委託で発注者が常駐規定を緩和しても良いと判断したもの

2 兼務することができる工事等の確認方法

1の「兼務を認める工事等」を適用する場合は、入札公告又は指名通知書に記載することとしています。

また、「兼務を認める工事等」の適用が明示されていないものや取扱い適用日以前に発注したものについても兼務を認める場合があります。様式1の「現場代理人（現場責任者）の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」を使って発注者に照会してください。

3 兼務する場合の手続き

現場代理人等の兼務を行う場合は、発注者に様式2の「現場代理人（現場責任者）の兼務届」を提出してください。この場合には、必ず兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文又は現場代理人（現場責任者）の常駐規定緩和に係る照会兼回答書等）を添付してください。

4 適用日

平成21年3月11日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行うものから適用となります。